

座間市部活動地域移行検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築を段階的に進め、中学校の部活動の地域移行に向けた課題に総合的に取り組むことについて検討・協議するために設置する地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 部活動の地域移行に必要な事項に関すること
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 中学校体育連盟地区会長
- (2) 中学校文化連盟校長代表
- (3) 運動部活動顧問教員の代表者
- (4) 文化部活動顧問教員の代表者
- (5) 座間市立小・中学校保護者の代表者
- (6) 地域のスポーツ団体及び文化団体代表者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という）は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。